

医科点数表の解釈 令和4年4月版

Web追補 No.17 (令和5年10月号)

令和5年10月11日作成

- 以下の通知等により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和5年9月21日 医療課事務連絡
 - 令和5年9月29日 保医発0929第1号(令和5年10月1日適用)
 - 令和5年9月29日 保医発0929第4号(令和5年10月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。また、「オンライン資格確認」に関連する事務連絡等も随時掲載していきますので併せてご活用ください。
 - ・「医療機関等における一部負担金のキャッシュレス支払いについて」(令和5年9月29日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する以下の通知・事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和5年9月15日医療課事務連絡)
 - ・「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえた施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」(令和5年9月15日医療課事務連絡)
 - ・「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」(令和5年9月28日保医発0928第1号)

頁	欄	行	変更前	変更後
726	右	上から26～27行目	又は筋ジストロフィーの患者	，筋ジストロフィー又はHTLV-1関連脊髄症(HAM)若しくは遺伝性痙性対麻痺による痙性対麻痺を有する患者
726	右	上から28行目	〔次行に追加〕	(令 5. 9. 29 保医発 0929 1)
1039	—	上から3行目	(令 4. 3. 4 保医発 0304 9) (最終改正 ; 令 5. 8. 31 保医発 0831 1) 〔黄色網かけはWeb追補No. 16等にて改正済み〕	(令 4. 3. 4 保医発 0304 9) (最終改正 ; 令 5. 9. 29 保医発 0929 1)
1044	右	上から27～34行目	経皮的冠動脈形成術，経皮的冠動脈粥腫切除術，経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)，経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈(頸動脈，腎動脈，四肢の動脈)の経皮的血管形成術，脳血管内手術，経皮的脳血管形成術，経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術，経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に，5Fr以上のイントロデューサーを使用した場合，1セットについてのみ算定できる。	次のいずれかに該当する場合に算定できる。
1044	右	上から36行目	〔次行に追加〕	ア 経皮的冠動脈形成術，経皮的冠動脈粥腫切除術，経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)，経皮的冠動脈ステント留置術又は末梢動脈(頸動脈，腎動脈，四肢の動脈)の経皮的血管形成術，脳血管内手

頁	欄	行	変更前	変更後
				術，経皮的脳血管形成術，経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術，経皮的脳血栓回収術又は経皮的脳血管ステント留置術を実施した患者の早期離床を目的とした大腿動脈穿刺部位の止血を行う場合に，5Fr以上のイントロデューサーシースを使用した場合，1セットについてのみ算定できる。 イ 経皮的心房中隔欠損閉鎖術，経皮的卵円孔開存閉鎖術，経皮的カテーテル心筋焼灼術，下大静脈フィルター留置術，下大静脈フィルター除去術又は心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）（右心カテーテル）を実施した患者の早期離床を目的とした大腿静脈穿刺部位の止血を行う場合に，6Fr以上12Fr以下のイントロデューサーシースを使用した症例であって，当該患者が手術の翌々日までに帰宅した場合に限り一連につき4セットまで算定できる。
1100			〔供給停止となっている後発医薬品等の診療報酬上の臨時的な取扱いについて、「後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」(令和5年9月21日医療課事務連絡)により，令和5年10月以降の取扱いが示されています。当該事務連絡については診療報酬関連情報データベースからご確認いただけます。〕	
1333 1357			「別紙7 別表1」の「一般病棟用の重症度，医療・看護必要度A・C項目に係るレセプト電算処理システム用コード一覧」が「令和5年9月29日保医発0929第4号」により改正されています。改正内容は『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースから当該通知をご確認下さい。また，厚生労働省HPの「令和4年度診療報酬改定について」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html)では，エクセルデータが掲載（「第3 関係法令等」の「(3)」）されていますのでご参照下さい。	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

X (Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供，その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。